

## 金沢市回覧

回 覧									

町会のみなさまへ

金沢北年金事務所長

### 国民年金制度のお知らせについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本年金機構では皆様の年金権確保のため国民年金への加入、保険料納付等につきまして、さまざまな機会をいただき、ご案内させていただいております。

このたび、国民年金制度に係るチラシ（国民年金保険料免除制度・学生納付特例制度）をご用意いたしましたので、目を通していただき、国民年金制度に対するご理解を深めていただきますようお願い申し上げます。

#### 【 お問い合わせ 】

日本年金機構金沢北年金事務所  
担当 国民年金課

〒920-8691 金沢市三社町 1-43

TEL076-233-2021

# 知っていますか？

## 「国民年金」って、

### 実は・・・

# お得

納めた額以上に

受け取れます。→2ページ

# 安心

老後も、万一のときも

サポートします。→3ページ

# 便利

コンビニ、インターネットから

でも納められます。→5ページ

# お得

保険料を割引する方法が

あります。→5ページ

国民年金は、あなたとみんなの未来をつなぐ大切な「きずな」です。  
支え合って、将来にもっと確かな安心を。

## 厚生労働省・日本年金機構

平成24年度版



# これが国民年金のメリットです

## メリット1 老後をずっと支える終身の年金

日本人の平均寿命は、医療技術の進歩等によって、今後もさらに延びることが予想され、老後の生活費の不安が大きくなります。

国民年金は、**生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障**です。

## メリット2 不測の事態に備える保険としての年金

国民年金は老後だけでなく、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「**障害基礎年金**」がお支払いされ、死亡した時は、その遺族に「**遺族基礎年金**」がお支払いされます。



公的年金制度の障害・遺族年金は日本の人口の20人に1人が受給

## メリット3 納めた保険料分は税金の負担が軽減

納めた保険料は「**社会保険料控除**」として**全額控除**の対象となり、税金が安くなります。



税金軽減額(税率10%の方の場合)

1年間の保険料 179,920円

1月～4月 15,020円×4ヶ月  
5月～12月 14,980円×8ヶ月

※平成23年12月分から平成24年11月分の定額保険料で計算

確定申告で戻る額<sup>(注)</sup>

17,992円

※ 被保険者（ご本人）の代わりに納付義務者（配偶者・世帯主）が納めた場合は、納付義務者が社会保険料控除を受けられます。

※ 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に「社会保険料控除証明書」や領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

(注) この金額以上を源泉徴収等されている場合。

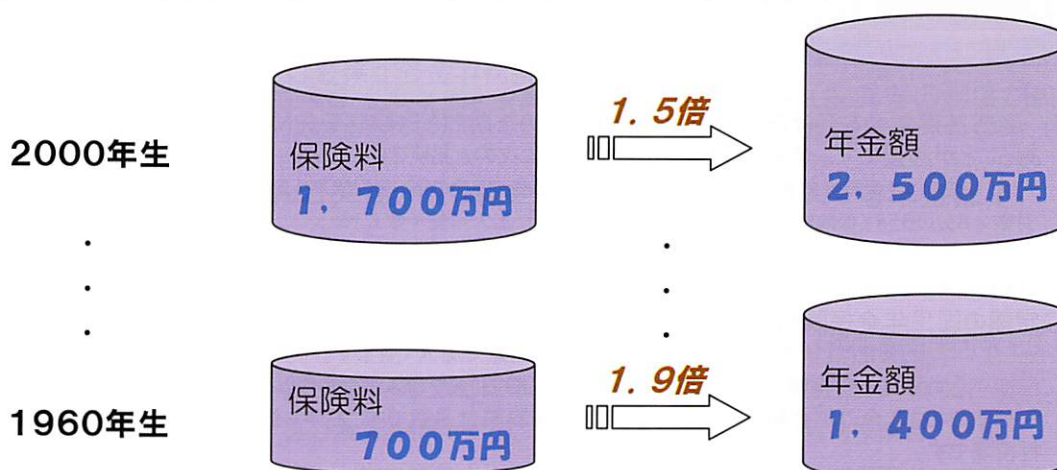


## メリット4 納めた保険料の額以上に受け取れます

国民年金の老齢基礎年金は、**1/2**（平成21年3月分までは**1/3**）が国庫負担（税金）で賄われていることにより、納めた保険料を上回る金額が受けられる計算となっています。厚生労働省の試算では、2000年生まれ（2020年に20歳）の人でも、納めた保険料の約**1.5倍**となります。



給付と負担（保険料と年金のスライドを考慮して計算したもの）



（注1）保険料は20歳から59歳まで40年間納付するものと仮定しています。

（注2）65歳から60歳時点の平均余命（過去分は完全生命表、将来分は日本の将来推計人口における将来生命表の60歳時平均余命。国民年金は平均余命の男女平均。）まで年金を受給するものと仮定しています。

（注3）保険料及び年金給付は、各世代が65歳となった時点の価格に賃金を基準に換算したものを物価上昇率で現在価値（平成21年度時点）に割り引いて表示したものです。  
（経済前提（2016年～）：賃金上昇率2.5%、物価上昇率1.0%）

## メリット5 国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動にあわせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されるのです。



老齢基礎年金額 622,800円（昭和61年度）→ 786,500円（平成24年度）

このように国民年金は有利で魅力的な制度です！



## ★ 老後に備えます

65歳から一生涯**老齢基礎年金**をお支払いします。(終身保障)

### 老齢 基礎年金

平成24年度年金額 786,500円(満額)

- 20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金をお支払いします。
- 保険料を全額免除された期間の年金額は1/2(平成21年3月分までは1/3)となりますが、保険料の未納期間は年金の対象期間になりません。
- 会社員や公務員(厚生年金や共済組合に加入)だった方には老齢厚生年金や退職共済年金を上乗せしてお支払いします。

※ 老齢基礎年金を受けるためには保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低25年間(300月)ある必要があります。老齢基礎年金の計算式は次のとおりです。

$786,500円 \times [保険料納付月数 + (保険料全額免除月数 \times 8分の4) + (保険料4分の3免除月数 \times 8分の5) + (保険料半額免除月数 \times 8分の6) + (保険料4分の1免除月数 \times 8分の7)] / 加入可能年数 \times 12$

ただし、平成21年3月分までは、全額免除は6分の2、4分の3免除は6分の3、半額免除は6分の4、4分の1免除は6分の5にて、それぞれ計算されます。

○定額の国民年金保険料を納めている方へ

～「**付加年金**」または「**国民年金基金**」のいずれかに任意で加入できます。～

**付加年金**: 国民年金保険料に付加保険料(月額400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。付加年金の年金額は、200円×付加保険料納付月数です。お申し込み先はお住まいの市(区)役所または町村役場です。

**国民年金基金**: ライフプランに応じて加入口数(月額の掛金は68,000円まで)や年金の種類を選択することができます。国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする公的な年金です。詳細は、国民年金基金連合会ホームページ(<http://www.npfa.or.jp/>)でご確認いただくか、0120-65-4192までお問い合わせください。

※国民年金基金は、国民年金の任意加入被保険者の方は加入できません。

## ★ 不測の事態に備えます

病気やケガで障害を負われて働けなくなったときには**障害基礎年金**を、また、万一ご本人が亡くなったときは、残された妻子に**遺族基礎年金**をお支払いします。

また、会社員や公務員であるときの障害や死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも、基礎年金に上乗せして年金をお支払いします。

### 障害 基礎年金

平成24年度年金額(定額) 983,100円(1級)  
786,500円(2級)

○国民年金加入中の病気やケガで障害等級表(1級・2級)による障害の状態にある間は障害基礎年金をお支払いします。

(注) 子の人数によって加算(1人につき: 226,300円、3人目以降: 75,400円)があります。

### 遺族 基礎年金

平成24年度年金額 1,012,800円(妻)  
(基本額(定額): 786,500円 + 子1人の加算額: 226,300円)

○国民年金の加入者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」にお支払いします。

(注1) 子は18歳到達年度の末日まで、または障害がある場合は20歳までお支払いします。

(注2) 妻にお支払いする場合は、子の人数によって加算があります。

※ 障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないことが必要です。



日本国内に居住している20歳から60歳未満の全ての方は、公的年金に加入します

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納める方法が違います。結婚や就職、転職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内に手続きをすることが必要です。

	どんな人が？	加入の届出は？	保険料の納付は？
第1号	無職・自営業者等	ご自身で市区町村役場へ届出	ご自身で納付
第2号	会社員・公務員等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号	専業主婦等	配偶者（第2号）の勤務先が届出	なし（配偶者の制度が負担）

【例えば】 太郎さん、花子さんご夫婦が20歳から60歳到達まで加入する年金は？

太郎さん：〔20歳に到達〕 学生なので国民年金（第1号被保険者）に加入  
 〔22歳で就職〕 会社員になり厚生年金（第2号被保険者）に加入  
 〔45歳で転職のため退職〕 次の会社に就職するまでは国民年金（第1号被保険者）に加入  
 〔58歳で退職〕 退職後も60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入  
 花子さん：〔20歳に到達〕 20歳到達時はすでに会社員で厚生年金（第2号被保険者）に加入  
 〔29歳で結婚・退職〕 夫に扶養されている間は国民年金（第3号被保険者）に加入  
 〔45歳で夫が退職〕 国民年金の第1号被保険者に変更  
 〔夫が再就職〕 国民年金の第3号被保険者に変更  
 〔夫が58歳で退職〕 60歳到達までは国民年金（第1号被保険者）に加入

	20歳	22歳(就職)		45歳(転職)		58歳(退職)	60歳
太郎さん (夫)	学生		会社員	無職	会社員	無職	
	第1号 (国民年金)		第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	第2号 (厚生年金)	第1号 (国民年金)	
花子さん (妻)	20歳	29歳(結婚)			専業主婦		60歳
	会社員						
	第2号 (厚生年金)		第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	第3号 (国民年金)	第1号 (国民年金)	

◎ 第1号、第2号、第3号の被保険者期間（保険料納付済期間および保険料免除期間）を合計して25年で老齢基礎年金を受ける権利が発生します。また、保険料納付済期間が40年（20歳～60歳）で満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

◎ 60歳到達までに25年の受給資格期間を満たしておらず老齢基礎年金を受け取れない方は、任意加入により受給資格を得ることができる場合があります。

◎ 40年（480月）の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受け取れない場合は、任意加入により受給額を満額もしくは満額に近づけることができます。

詳しくは最寄りの年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。

※受給資格期間＝年金を受け取るために必要な保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間



## 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は14,980円（平成24年度）です。

国民年金の保険料は以下の方法で納められます。

金融機関・郵便局・コンビニの  
窓口で納める（※1参照）

口座振替・クレジットカード  
で納める（※2参照）

インターネットや携帯  
電話で納める（※3参照）

※1 保険料は事前にお届けする納付書で納めます。なお、お手元に納付書がないときには、年金事務所までお電話ください。

※2 口座振替・クレジットカードをご利用される方は、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で手続きをお願いします。（郵送による手続きもお受けしますので、年金事務所にお問い合わせください。）

※3 インターネット等をご利用しての納付方法については、「日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）」でご案内しております。

**保険料を前払い(前納)すると保険料がお安くなります。口座振替（口座引き落とし）はさらに保険料が安くなります。**

支払方法	支払場所	支払（前納） 期間	1ヶ月では	6ヶ月では		12ヶ月（1年）では		
			保険料	保険料	割引額	保険料	割引額	
現金支払 (払込)	・金融機関、郵便局、コンビニエンス ストア等 ・インターネットバンキング、モバイル バンキング、テレフォンバンキング (注1)、ATM	毎月納付	14,980円	89,880円	-	179,760円	-	
		6ヶ月前納	-	89,150円	730円	178,300円	1,460円	
		1年前納(注2)	-	-	-	176,570円	3,190円	
口座振替 (引き落とし)	金融機関の口座から引き落とし	毎月納付	14,980円	89,880円	-	179,760円	-	
		1ヶ月前納	14,930円	89,580円	300円	179,160円	600円	
		6ヶ月前納	-	88,860円	1,020円	177,720円	2,040円	
		1年前納	-	-	-	175,990円	3,770円	
	※事前に金融 機関等に申し 込み手続きが 必要です。	クレジットカードによる引き落とし (注3)	毎月納付	14,980円	89,880円	-	179,760円	-
			6ヶ月前納	-	89,150円	730円	178,300円	1,460円
1年前納			-	-	-	176,570円	3,190円	

(注1) インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングはあらかじめ金融機関との契約が必要です。各金融機関にお問い合わせください。

(注2) その他、ご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

(注3) 事前にお申し込みいただき、以後、継続的にクレジットカード会社が立替納付を行うものです。（クレジットカードを提示され、直接支払う方法ではありません。）

なお、前納は現金支払（払込）と同様の割引額となります。

※ 口座振替には1ヶ月の前納制度があります。通常の引き落とし日は翌月末ですが、当月末に引き落としをすると、月々の保険料が50円お安くなります。

※ 6ヶ月分の前納は、4月分から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。（口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に引き落としします。）

※ 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。（口座振替の場合は、4月末に引き落としします。）

◆月末が休日の場合は、翌営業日が引き落とし日または保険料のお支払い期限となります。



## 保険料を納めることが難しい方は？

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。（ただし、本人の申請が必要です。）

### ① 免除（全額免除・一部免除）制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除となります。

なお、一部納付額が納められない場合は、未納と同じになります。

※3/4免除および1/4免除は、平成18年7月から実施です。

### ② 若年者納付猶予制度

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

### ③ 学生納付特例制度

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

★免除の対象となる所得のめやす（平成24年度）

世帯構成	全額免除	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (ご夫婦、お子さん2人)	162 万円	230 万円	282 万円	335 万円
2人世帯 (ご夫婦のみ)	92 万円	142 万円	195 万円	247 万円
単身世帯	57 万円	93 万円	141 万円	189 万円

※「4人世帯」、「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみに所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合のめやすです。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除と同基準となります。

※退職者、震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

- ★ ①～③の期間は老齢・障害・遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。（一部免除については、一部免除保険料を納付していることが必要です。）
- ★ ①の期間にかかる老齢基礎年金の金額は、保険料を全額納付した場合と比較して次のとおりです。（ ）内は、平成21年3月分までの割合です。
  - 全額免除 → 8分の4（6分の2） ●3/4免除 → 8分の5（6分の3）
  - 半額免除 → 8分の6（6分の4） ●1/4免除 → 8分の7（6分の5）
- ★ ②、③の期間については、老齢基礎年金を受けるために必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

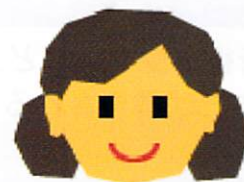
- ★ 将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、①～③の期間について10年以内であれば（平成24年4月分なら平成34年4月まで）、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。
- ★ 保険料免除等となった期間の翌年度から一定期間を経過してから保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金をお支払いすることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金をお支払いすることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は①～③の申請をしましょう。

※申請は、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口・年金事務所でお受けいたします。

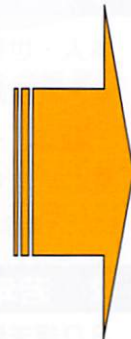


## 年金の意義とは？



産業構造の変化、都市化、核家族化

- 核家族化が進み、私的扶養が減少する中でも、  
高齢者の自立した生活を社会全体で支援



### 家庭内扶養から社会的扶養へ

かつての日本では、祖父母、父母、子供たちが一緒に暮らし、その中で家族が高齢者を扶養すること（＝私的扶養）が一般的でした。しかし、核家族化が進み、兄弟姉妹が少なくなっている現在、老後の生活を自分の子供に頼ることが難しくなっています。

国民年金などの公的年金は、老後の生活を安心して送れるよう、社会全体で高齢者の生活を支え、ご自身が高齢者になったときには次の世代に支えてもらう、いわば仕送りのような仕組み（＝社会的扶養）が必要であるという考え方のもとで形成されてきた制度です。

すなわち、親の世代の年金を支える保険料を納付する義務を果たした程度に応じ、将来、子供の世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。

## 年金の役割って？



高齢期の生活の基本を支える

- 高齢者の生活の安心
- 現役世代の生活の安心



### もしも年金がなかったら

仮に、お子様が1人しかおられないご家族のお子様同士が結婚し、どちらのご両親とも年金がなければ、夫婦で4人分の仕送りが必要となり、ご両親の経済的な心配をしながら生活することになります。

年金があるから現役世代の生活も成り立っていると言えるのではないのでしょうか。そして、いずれ自分も誰かに支えてもらう時期が訪れます。年金制度は、このように社会的な世代間扶養の仕組みへの参加なのです。

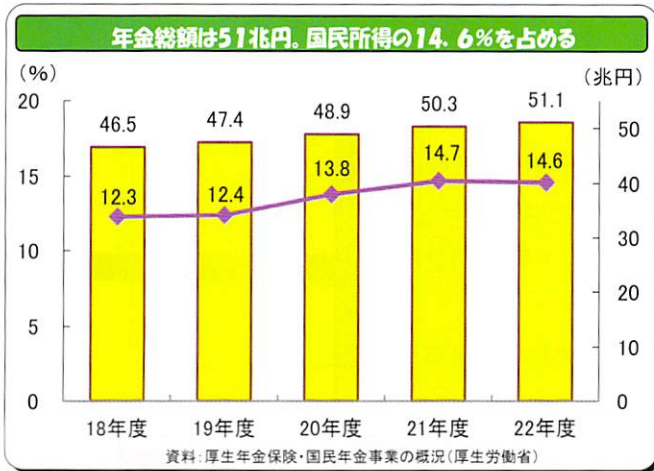
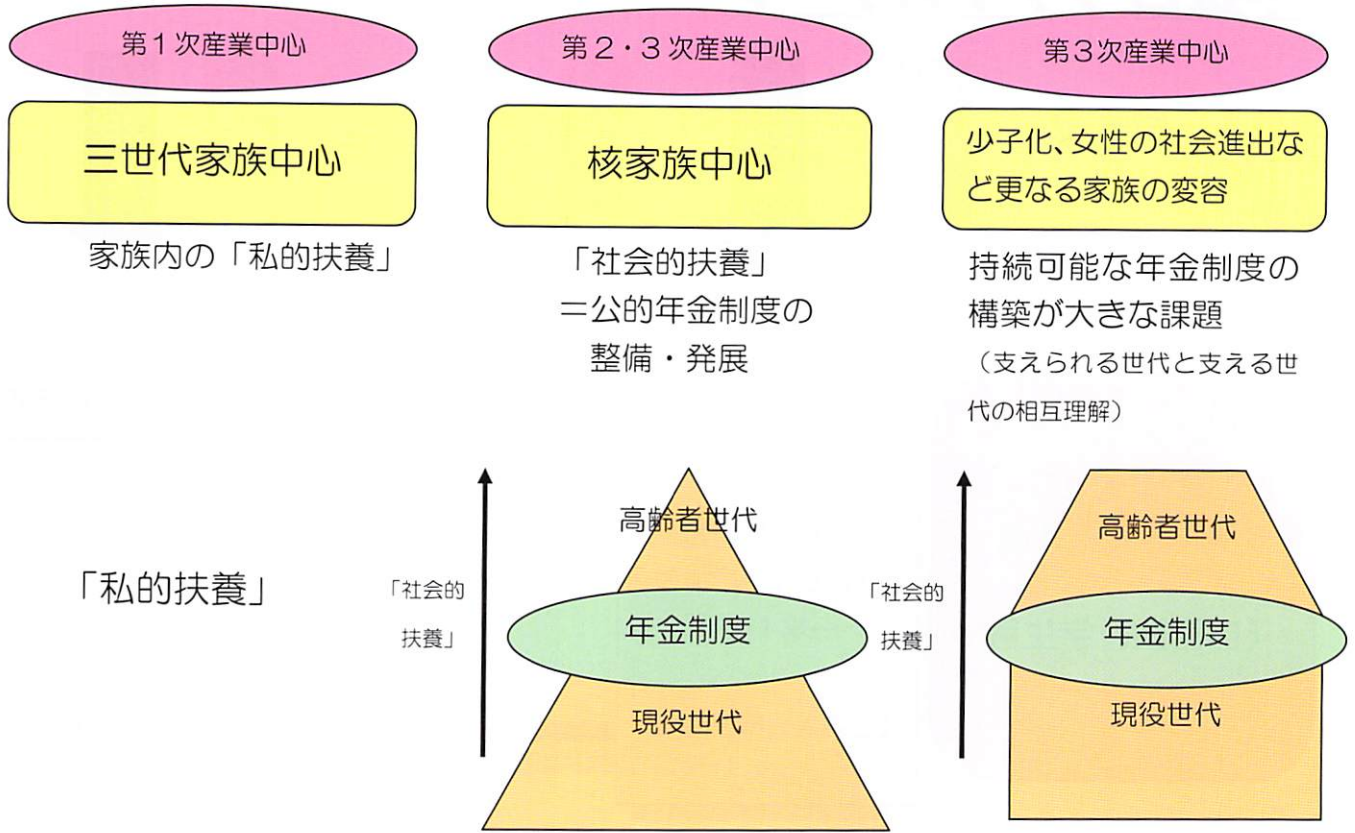


(高度成長期)

(安定成長期)

【過去】

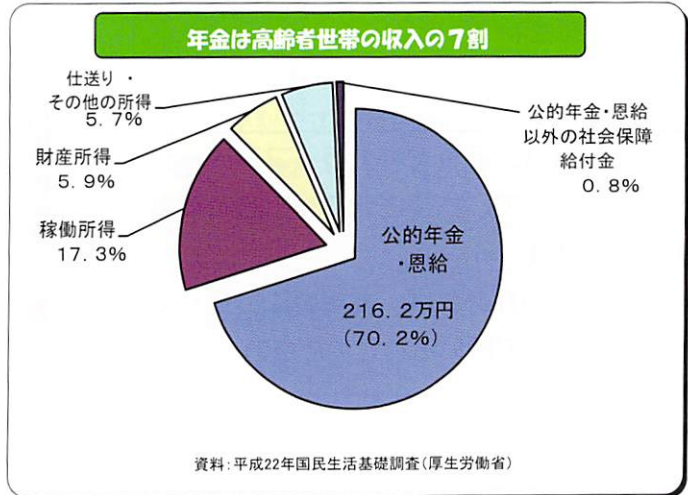
【現在】



**地域経済を支える役割  
…家計消費の2割が年金の地域も**

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢者の割合)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
島根県(28.6%)	17.8%	23.7%
高知県(27.8%)	17.4%	20.4%
愛媛県(25.6%)	16.0%	21.0%
鳥取県(25.5%)	15.7%	20.0%
長崎県(25.2%)	15.6%	21.0%
山口県(26.9%)	15.2%	23.4%
秋田県(28.4%)	15.1%	18.7%





# 年金とライフステージ

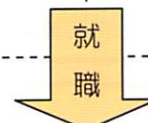
例えば・・・



【その他の届出】  
☆住所変更届（引っ越し）      ☆氏名変更届（結婚等）

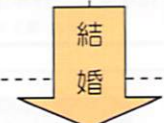
第1号被保険者  
(自営業、学生等)

☆資格取得届  
(国民年金に加入  
→第1号)  
【ご本人→市区町村】



第2号被保険者  
(会社員、公務員)

☆資格取得届(厚生年金  
または共済年金)  
第1号→第2号  
【事業主→年金事務所】

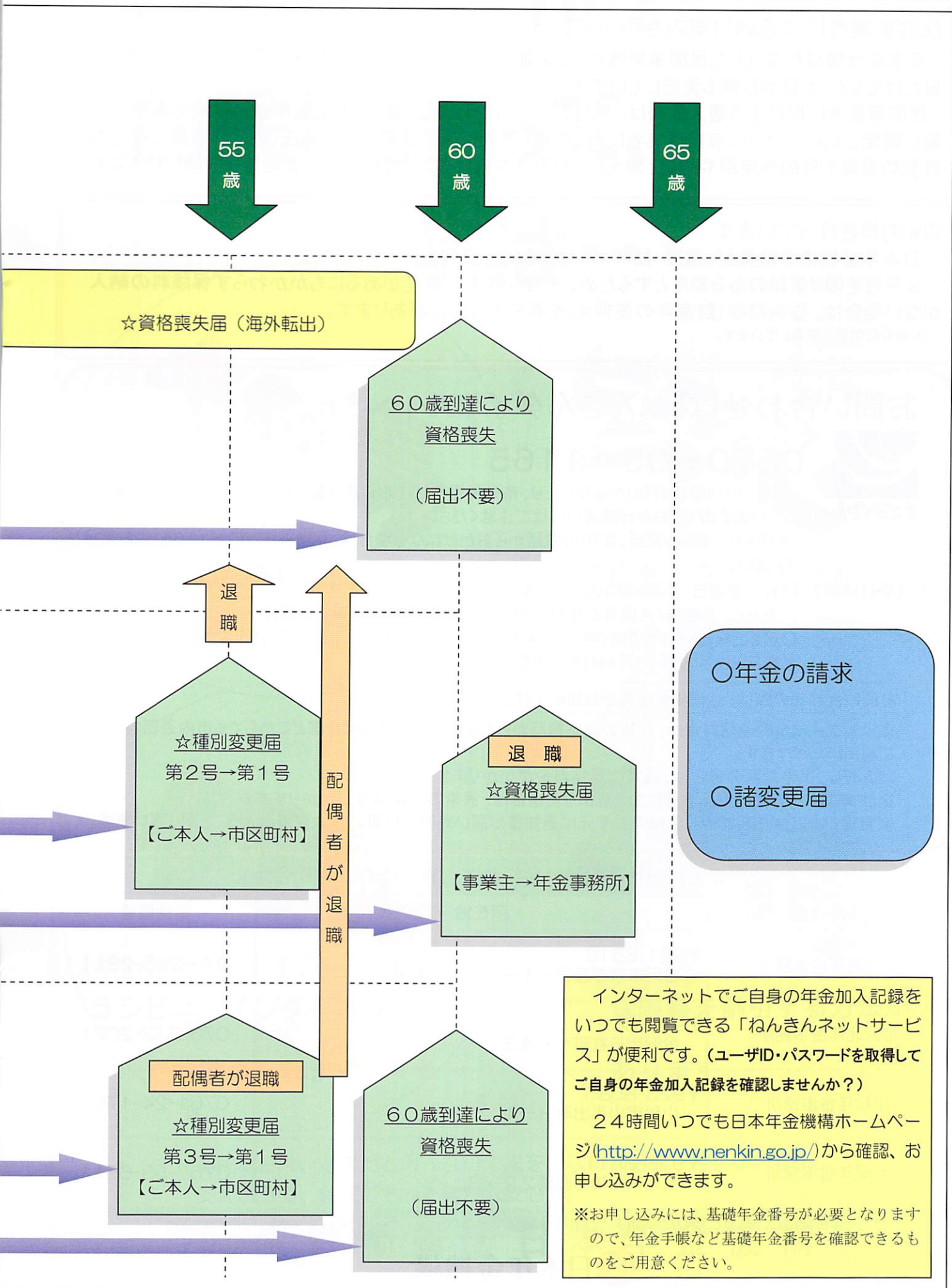


第3号被保険者  
(会社員、公務員  
の被扶養配偶者)

☆種別変更届  
第1・2号→第3号  
【事業主→年金事務所】

年金制度は、それぞれのライフステージ  
の変化に応じて、さまざまな届出などが必  
要になります。  
ご不明な点があれば、お気軽にお近くの  
年金事務所へお問い合わせください。







民間事業者による納付案内を行っています。

日本年金機構が委託した民間事業者から、文書や電話・訪問による納付案内を行っております。平日だけでなく、土日や夜間も実施しています。

民間事業者に提供する個人情報、納付督促を行ううえで必要となる国民年金保険料の未納者情報に限定しており、さらに取扱事業者に対しては「個人情報の保護に関する法律」や本事業に係る委託契約書等で目的外使用や閲覧、漏えい、複写等を禁じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

収納対策を行っています

日本年金機構の職員が、電話・訪問(\*)による納付案内を行っています。

公平性を図り信頼のある制度とするため、十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料の納入がない場合は、強制徴収(財産等の差押え)を実施する場合があります。

(\*)身分証明書を携帯しています。

## お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！



### 0570-05-1165

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

※050(一部)の電話、070の電話からおかけになる場合は、「03-6700-1165」にお電話ください。

- 【受付時間】 ○月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分  
ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付  
○第2土曜日：午前9時30分～午後4時  
\* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金がかかります。

※IP電話・PHS用の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合うことがございます。

～国民年金に関するお問い合わせは、お近くの年金事務所へ～

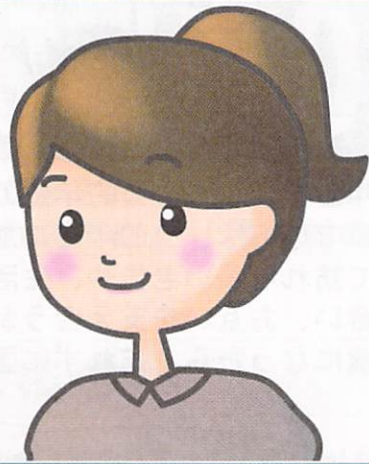
事務所名	所在地	電話番号
金沢南年金事務所	〒921-8516 金沢市泉が丘2-1-18	076-245-2311
金沢北年金事務所	〒920-8691 金沢市三社町1-43	076-233-2021
小松年金事務所	〒923-8585 小松市小馬出町3-1	0761-24-1791
七尾年金事務所	〒926-8511 七尾市藤橋町西部22-3	0767-53-6511

年金のこと、もっと知りたい方は「日本年金機構ホームページ」へ <http://www.nenkin.go.jp/>



## 【問題】

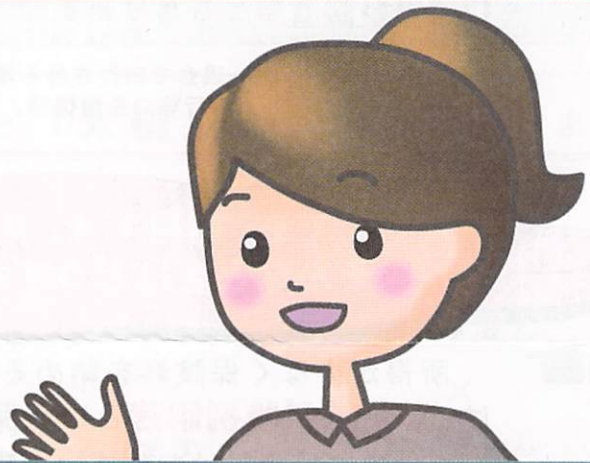
学生が、申請するだけで、  
保障がある制度って、  
なんでしょう？



申請するだけって、  
そんなのあったっけ？  
ヒントは？

万が一、病気やケガで  
重い障害が残っても  
一生の保障があります！

保険料を後払いできるので、  
老後の年金の目減りもふせげます。



答えは、国民年金の**学生納付特例制度**！

申請は、お住まいの市(区)役所・町村役場  
または年金事務所まで



# 20歳になったら国民年金

国民年金は、全ての公的年金の基礎となるものです。日本国内にお住まいの20歳から60歳までの方は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。

やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

## Q 1 国民年金の加入手続きは、 どこで行えばいいの？

国民年金の加入手続きは、お住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で直接お手続きください。

お時間に余裕がなく、窓口までお越し頂くことができない場合は、郵送によりお手続き頂くこともできます。

## Q 2 毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料（定額）は、月額14,980円（平成24年度）です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度や便利な口座振替制度などもあります。

お支払い方法・・・現金で納付される場合は、日本年金機構からお送りする納付書を使用して、銀行等の金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いください。

## Q 3 でも、毎月14,980円は払えない・・・ そんなときはどうすればいいの？

所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方については、学生納付特例制度という保険料の納付が猶予される制度をご利用いただけます。申請はお住まいの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口で行ってください。なお、申請は毎年必要です。

### 対象となる方

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※）に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月までに申請される場合は前々年所得）が基準以下の方です。

※各種学校 → 学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

（なお、一部の海外大学の日本分校も対象となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。）

### 所得のめやす

118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 で計算した額以下である場合



# 「学生納付特例制度」とは？

学生納付特例制度は、所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなることを防止するため、**ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度**です。

## POINT 1

### ご本人の所得のみで審査

一般の保険料免除（全額免除・一部免除）の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、学生納付特例はご本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない学生の方でも、所得がない場合は学生納付特例の対象となります（一部対象外となる学校等があります。詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください）。

※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

## POINT 2

### 障害・遺族基礎年金を受けることができます。

納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族（「子のある妻」と「子」）の方は遺族基礎年金を受けることができます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

# 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います。

		納 付	学生納付特例	未 納
障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間)		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
老 齢 基 礎 年 金	受 給 資 格 期 間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年 金 額 に 計 算	○ されます	× されません	× されません

○障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給要件があります。

○学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、学生納付特例が承認された期間の保険料は、10年以内であれば、古い期間から順に納付が可能です。（ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して、3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。）

ご不明な点がございましたら、お気軽にお近くの年金事務所または市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口までお問い合わせください。



国民年金は**3つの年金**であなたをサポートします。

**老齢  
基礎年金**

**平成24年度年金額：786,500円（満額）**

20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。

また、老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が、最低25年（300月）あることが必要です。

**障害  
基礎年金**

**平成24年度年金額：983,100円（1級）**

**786,500円（2級）**

国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

**遺族  
基礎年金**

**平成24年度年金額：1,012,800円（妻）**

（基本額：786,500円 + 子1人の加算額：226,300円）

国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子の妻」または「子」に支給されます。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、障害や死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、もしくは初診日または死亡された日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

国民年金は「**安心**」で「**お得**」な制度です。

- ① **老後をずっと支える終身の年金** …… 生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
- ② **不測の事態に備える保険としての年金** …… 公的年金制度の障害・遺族年金は20人に1人が受給しています。
- ③ **納めた保険料分は税金の負担が軽減** …… 納めた保険料は、全額が税控除の対象となります。
- ④ **生涯の年金額は保険料の約1.5倍**

2000年生 保険料1,700万円 → 年金額2,500万円（1.5倍）

1960年生 保険料 700万円 → 年金額1,400万円（1.9倍）

※納付期間、平均余命、物価上昇率など一定の条件のもとに厚生労働省が試算（平成21年）したものです。

**インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネットサービス」が便利です！**

（ユーザID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか？）

- 日本年金機構ホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）から24時間いつでも確認、お申し込みができます。



# 保険料納付免除制度があります！

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「全額免除」または「一部免除（一部納付）」される制度があります。

## 全額免除制度

### 保険料の全額（14,980円）が免除

全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べ、年金額が $\frac{1}{2}$ として計算されます。（保険料額は平成24年度の額）

#### ☆☆全額免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

$$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35 \text{ 万円} + 22 \text{ 万円}$$

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年（平成22年）の所得で審査を行います。
- ※これまで、保険料の全額が免除された期間の年金額は、保険料の全額を納付した場合と比較して3分の1として計算されていましたが、平成21年4月分からは2分の1として計算されるようになりました。

## 一部免除（一部納付）制度

### 保険料の一部を免除、残りの保険料は納付

一部免除は3種類です。一部免除をした場合、追納をしなければ、次のように将来の年金額は少なくなります。

- ・ **4分の3免除**（納付額 3,750円）→ 年金額  $\frac{5}{8}$ （21年3月分までは  $\frac{1}{2}$ ）
- ・ **半額免除**（納付額 7,490円）→ 年金額  $\frac{6}{8}$ （21年3月分までは  $\frac{2}{3}$ ）
- ・ **4分の1免除**（納付額 11,240円）→ 年金額  $\frac{7}{8}$ （21年3月分までは  $\frac{5}{6}$ ）

#### ☆☆一部免除となる所得の「めやす」☆☆

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること

○ 4分の3免除 → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○ 半額免除 → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

○ 4分の1免除 → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

- ※申請者ご本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。
- ※平成23年7月～平成24年6月分の申請については、前々年（平成22年）の所得で審査を行います。

（注）一部納付制度は、納付すべき一部の保険料を納付されない場合、その期間の一部免除が無効（未納と同じ）となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不測の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。



# 毎年の申請が不要!

## ここがポイント!

翌年度以降も引き続き全額免除または若年者納付猶予を希望される場合は、申請書の所定の欄に印を付していただくことにより、翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

- ※ 全額免除または若年者納付猶予の承認を受けられた方に限ります。
- ※ 失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要となります。
- ※ 所得要件の審査は、市（区）町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

## 免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内（例：平成24年4月分は平成34年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
- 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます（平成24年度中の追納額は下の表のとおり）。

免除の承認を受けた年度の保険料を平成24年度中に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成14年度の月分	14,940円	—	7,470円	—
平成15年度の月分	14,720円	—	7,360円	—
平成16年度の月分	14,510円	—	7,260円	—
平成17年度の月分	14,560円	—	7,280円	—
平成18年度の月分	14,610円	10,950円	7,300円	3,650円
平成19年度の月分	14,640円	10,970円	7,320円	3,650円
平成20年度の月分	14,760円	11,070円	7,370円	3,690円
平成21年度の月分	14,840円	11,120円	7,420円	3,700円
平成22年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円
平成23年度の月分	15,020円	11,260円	7,510円	3,750円

平成21年度分以前の保険料に加算額が上乘せされます。